

**固定資産台帳整備におけるローコードツール導入等業務
公募型プロポーザル応募説明書**

1 業務の概要

(1) 業務名

固定資産台帳整備におけるローコードツール導入等業務

(2) 業務内容

別紙「基本仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

(4) 概算事業費

委託料の上限額 23,079,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

上記概算事業費の各年度における予算上限額

| | |
|-------------|------------|
| 令和6年度 | 令和7年度 |
| 13,026,000円 | 3,351,000円 |
| 令和8年度 | 令和9年度 |
| 3,351,000円 | 3,351,000円 |

※ 上記金額は、消費税額及び地方消費税額を含む額である。

(5) 事業担当課

財政局管財課（広島市役所本庁舎9階）

住 所：〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

電 話：082-504-2079（直通）

FAX：082-504-2081

E-mail：kanzai@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下に示す要件を全て満たすこと。

共同企業体での参加は、代表者が(1)から(8)までの要件を満たし、かつ、その他の構成員が(1)から(7)の要件を満たす場合に限り認める。

(1) 法人格を有すること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び広島市契約規則（昭和39年広島市規則第28号）第2条の規定に該当しない者であること。

(3) 公募の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

(4) 広島市競争入札参加資格の「令和5年・6年・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）の提供」の契約の種類「施設維持管理業務を除く役務」の登録種目「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」に登録されている者であること。

ただし、これにより難しい場合は、次の要件の全てを満たしている者であること（併せて会社概要（様式第3号）を提出すること。）

- ア 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てが行われていない者であること。
- (5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。なお、広島市に納税義務がない場合は、申立書（様式第4号）を提出すること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 次の各号のいずれにも該当しない者であること。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第19条第3項の規定による公表が現に行われている者
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (8) 次に掲げる事項を証明した者であること。
- ア 平成31年4月以降、国、都道府県又は政令指定都市において、ローコードツールを用いたシステム開発に関する業務の従事実績を有する者を本業務の従事者として配置すること。
 - イ 次に掲げる資格者又は試験合格者を本業務の従事者として配置すること。
 - (ア) セキュリティ関連資格（情報処理安全確保支援士）
 - (イ) DX関連資格（ITストラテジスト試験）
- なお、前記ア及びイ(ア)～(イ)の要件については、同一の者で担当することについても可とする。

3 公募型プロポーザル応募説明書等の配布方法

(1) 配布期間

公示日から令和6年7月5日(金)までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(2) 配布場所

前記1(5)に同じ。

※ 公募型プロポーザル応募説明書等は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。
（ホームページ（<https://www.city.hiroshima.lg.jp>）のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度 方式・案件名」）

4 基本仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和6年6月28日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

イ 提出先

前記1(5)に同じ。

ウ 提出方法

基本仕様書等に関する質問書(様式第14号)に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答する。また、前記1(5)の事業担当課において、令和6年7月16日(火)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

5 公募型プロポーザル応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を1部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。なお、共同企業体で応募する場合は、(様式第1号)及び(様式第2号)は「共同企業体用」を使用すること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式第1号)1部

イ 前記2の応募資格(5)に該当していることが確認できる書類 各1部

(ア) 広島市税の納税証明書

「令和〇〇年〇月〇〇日(直近の証明可能な日)以前に納付すべき市税について、滞納の税額がない。」旨の記載のある広島市の納税証明書(発行後3か月以内のもの)

なお、市内に事業所がない等の理由により広島市税の納付義務がない場合は、申立書(様式第4号)を提出すること。

(イ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

「未納の税額がない。」旨の記載のある税務署の納税証明書(「その3」「その3の2」「その3の3」のいずれかで、発行後3か月以内のもの。また、電子納税証明書のうちPDF形式で交付されたものを印刷し提出することは可能。)

ウ 法人登記簿謄本(登記事項証明書)(発行後3か月以内のもの)1部

エ 応募に係る誓約書(様式第2号)1部

オ 履行実績調書(様式第5号)1部

カ 現場責任者及び従事者の証明書(様式第6号)1部

本様式は(業務実績)証明用及び(資格)証明用の2種類があるので、両方提出すること。

キ 会社概要(様式第3号)

前記2(4)ただし書きの広島市競争入札参加資格の登録がない場合は、本様式を提出すること。

(2) 提出期間

公示日から令和6年7月5日(金)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 提出先

前記 1 (5)に同じ。

(4) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）なお、複数の事業者で構成する共同体として応募する場合は、共同体を構成する全ての事業者に係る書類を提出すること。

(5) 応募資格の確認及び審査結果の通知

応募資格の有無については、上記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に書面にて通知する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和 6 年 7 月 1 6 日 (火)までの閉庁日を除く日の午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで。

(2) 提出先

前記 1 (5)に同じ。

(3) 企画提案書類及び提出部数

| 提出書類 | 提出部数 |
|--|---|
| ア 企画提案応募申込書(様式第 7 号) | 1 部 |
| イ 企画提案書(様式第 8 号) | 正本 1 部、副本 7 部、 電子データ 1 部 (CD-R 等の記録媒体に保存 したもの) ※ 様式第 5、6 号は 前記 5 (1)オ、カの写 しを提出すること。 |
| ウ 企画提案書に記載する事項対応表 (様式第 9 号) | |
| エ 企画提案書付属資料 (様式第 10 号) 【必須】 <ul style="list-style-type: none">・ 履行実績調書 (様式第 5 号) ※・ 現場責任者及び従事者の証明書 (様式第 6 号) ※・ 機能及び帳票要件対応表 (様式第 11~13 号) 【任意】 <ul style="list-style-type: none">・ その他の企画提案を説明するために必要な書類・ 応募者の概要及び事業内容等を説明するために必要な書類 | |

※ 企画提案書は、本文のフォントサイズは 1 1 ポイント程度以上、A 4 判縦・横書きとし、表紙及び目次を含めず 1 5 頁以内とすること。

A 4 は両面、A 3 は片面のみ可、紐綴じとし、ステープラ用つづり針やプラスチックなどは使用不可とする。
なお、資料やイメージ図など見やすくするため A 3 判を使用する場合は、A 4 判の大きさを三つ折にすること。

※ 応募者の住所、法人名、代表者名等の応募者を特定しうる情報は正本のみに記載し、副本には記載しないこと。

応募者の法人パンフレット等を提出する場合は、法人名やロゴなど応募者が黒塗りするなど特定できないようにすること。法人名等又は応募者を類推できる記載がされている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

(4) 企画提案書（企画提案書付属資料を含む。）作成上の留意事項

ア 提案は、1 者につき 1 件とする。

イ 提案に当たっては概算事業費（各年度における予算上限額）の範囲内の提案とすること。なお、提案内容は、契約締結時に追加仕様として契約書に添付をする。

- ウ 提案内容において、基本仕様書（別添「固定資産台帳整備に係るシステム導入計画」を含む。）にはない追加事項等がある場合、概算事業費に含まれる経費としてすべて応募者の負担とする。
- エ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- オ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第15号）を提出すること。また、企画提案書の提出から契約締結までの間に参加資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。
- カ 提出書類は返却しない。
- キ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。
- ク その他の作成上の留意事項については、「企画提案書表紙（様式第8号）」、「企画提案書付属資料表紙（様式第10号）」及び「機能及び帳票要件対応表（様式第11～13号）」に示す。

(5) 提案の無効

- ア 本説明書に示したプロポーザル参加資格のない者が提出した企画提案
- イ プロポーザル応募者が、令和6年7月5日(金)午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記4(3)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他プロポーザル参加資格を満たさなくなった場合
- ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条に該当する提案
- エ 本説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合又は提出書類が不足する場合
- オ 本プロポーザルに関する条件に反した場合
- カ その他、後記7(3)イただし書き及び(4)に該当する場合

7 審査方法

- (1) 企画提案書の審査は、「固定資産台帳整備ツール導入等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行う。
- (2) 評価基準
別紙「受託候補者特定基準」のとおり。
- (3) 受託候補者の特定
 - ア 受託候補者の特定に当たっては、プレゼンテーションを実施する。なお、応募者が4者以上の場合は、プレゼンテーション実施前に書類審査を実施する。プレゼンテーションによる審査の対象者は、書類審査の結果に基づいて決定する。
 - イ 企画提案書及び企画提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、応募者の得点により順位を決定し、得点の第一順位の者を受託候補者として特定する。
ただし、最も高い評価点数が、審査委員会の求める最低限の基準(60点/100点)に達していないと判断された場合においては、その提案は無効とする。
 - ウ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(4) 失格要件

| 失 格 事 由 | |
|-------------------|--|
| 企画提案書(様式第8号) | <ul style="list-style-type: none">記載項目(02-2(応募説明書別紙)受託候補者特定基準の提案を求める事項)について、1箇所でも記載がない提案又は記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案(ただし、02-2(応募説明書別紙)受託候補者特定基準の「5_その他」項目は除く。)誤字、脱字等により必要事項が確認できないものカタログやパンフレットだけの提案又は「基本仕様書のとおり」といった記述に終始しているもの本文のフォントサイズ11ポイント程度以上、A4判縦・横書き(A4は両面、A3は片面のみ可)、表紙及び目次を含めず15頁以内となっていないもの |
| 企画提案書付属資料(様式第10号) | <p>【機能要件対応表(様式第11号)、帳票要件対応表(様式第13号)】</p> <ul style="list-style-type: none">必須項目の「対応可否」欄に対応不可と回答した場合「対応可否」欄が1箇所でも記載がないもの <p>【履行実績調書(様式第5号)、現場責任者及び従事者の証明書(様式第6号)】</p> <p>前記5(1)オ、カにより提出済みの様式から内容を変更した場合又は追加資料を添付した場合</p> |
| プレゼンテーション | <ul style="list-style-type: none">欠席をした場合提出済みの企画提案書から内容を変更した場合又は追加資料を提出した場合 |

8 審査実施日及び審査結果

(1) 審査概要

ア 書類審査

応募者が4者以上の場合、提出された企画提案書について書類審査を実施する。この場合、書類審査を実施する旨を、書面により全ての応募者に通知する。審査結果については、令和6年7月末までに書面により全ての応募者に通知する。

イ プレゼンテーションの概要

(ア) 実施日は、令和6年8月上旬を想定しており、応募者による提案内容の説明は20分、質疑応答は10分とすることを想定している(応募者が多数の場合は説明及び質問の時間を調整するほか、WEBにより実施する場合がある)。実施日時等の詳細は、応募者に別途通知する。

(イ) 出席者は責任者を含む3名以内とする。なお、説明は全て提出済みの企画提案書に基づき行い、追加資料の提出及び機材(プロジェクター等)の使用はできない。

(ウ) 出席者(責任者以外の2名以内)の中に、再委託を予定している事業者を含めてもよいこととする。ただし、再委託を予定している事業者がプレゼンテーションに出席する場合は、出席する事業者の会社名、所在地、役割及び理由をプレゼンテーション前に前記1(5)まで届け出ること。

(エ) プレゼンテーションの審査結果は、出席者に対して審査終了後、書面にて通知する。なお、契約候補者となった者には、見積書の提出について案内する。

(2) 審査結果の公表

契約の締結後、応募者名（契約候補者のみ）、各応募者の審査結果（順位、点数を含む。）を広島市ホームページにおいて公表する。

(3) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等については、書面により受け付ける。

ただし、その受付は審査結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

9 公正な公募の確保

- (1) 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と応募意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書を作成しなければならない。
- (2) 応募者は、受託候補者の選定前に、他の応募者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (3) 応募者が連合し、又は不穏な行動等をする場合において、企画提案公募を公正に執行することができないと認められるときは、当該応募者を応募させず、又は公募の執行を延期し、もしくは取りやめることがある。
- (4) 本プロポーザルに応募しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

10 契約の優先交渉権者の決定

受託候補者に特定された者は、本業務の契約の見積書を徴する優先交渉権者とする。

ただし、指名停止等やむを得ない事情により受託候補者と契約を締結できないときは、次点の評価を得たものを優先交渉権者とする。

11 契約の締結

- (1) 受託候補者として特定された者から見積書を徴取の上、随意契約を行う。
- (2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

 - ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 企画提案の選定後、応募者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

- (4) 受託候補者と協議が整わなかったとき又は受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その特定を取り消すとともに、次順位の者を受託候補者として特定し、見積書を徴取の上、同様の手続により随意契約を行う。

なお、正当な理由なく契約を締結しないことにより受託候補者の特定が取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

12 その他

- (1) 本契約案件の履行に当たっては、関係法令並びに広島市契約規則等の諸規程及び広島市委託契約約款等の規定を遵守しなければならない。
- (2) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。
- (4) 審査委員会の委員に対する応募参加者の不当な働きかけは、一切禁止する。
- (5) 消費税等の税率の引上げに伴い、新しい税率が適用される場合については、契約締結後、後日、変更契約を締結する。
- (6) 後記14に示す基本仕様書等は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、すべての契約書に内容を記載(添付)し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

13 スケジュール

| | |
|--------------|---------------------------------------|
| 令和6年6月14日(金) | 応募受付開始 |
| 令和6年6月28日(金) | 基本仕様書等に関する質問書(様式第14号)提出締切 |
| 令和6年7月5日(金) | 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式第1号)提出締切 |
| 令和6年7月16日(火) | 企画提案書(企画提案応募申込書(様式第7号))提出締切 |
| 令和6年7月中旬 | 書類審査(応募者が4者以上の場合) |
| 令和6年8月上旬頃 | プレゼンテーション ※ 実施日時等の詳細は、応募者に7月末までに通知する。 |
| 令和6年8月中旬頃 | 審査結果通知 |

14 資料及び様式

(1) このプロポーザルに関係する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

| プロポーザル応募関係資料等 | 掲載場所 |
|---|--|
| 01 公募型プロポーザル手続開始の公示 02-1 公募型プロポーザル応募説明書 02-2 (応募説明書別紙)受託候補者特定基準 03-1 【様式第1号】応募資格確認申請書(単独用) 03-2 【様式第1号】応募資格確認申請書(共同企業体用) 04-1 【様式第2号】応募に係る誓約書(単独用) 04-2 【様式第2号】応募に係る誓約書(共同企業体用) 05 【様式第3号】会社概要 06 【様式第4号】申立書 07 【様式第5号】履行実績調書 08 【様式第6号】現場責任者及び従事者の証明書 09 【様式第7号】企画提案応募申込書 10 【様式第8号】企画提案書(表紙) 11 【様式第9号】企画提案書に記載する事項対応表 12 【様式第10号】企画提案書付属資料(表紙) 13 【様式第11~13号】機能及び帳票要件対応表 ⇒ 様式第11号 機能要件対応表 ⇒ 様式第12号 機能要件(効率化等に資する自由提案) ⇒ 様式第13号 帳票要件対応表 14 【様式第14号】基本仕様書等に関する質問書 15 【様式第15号】取下願 16 【様式第16号】守秘義務に関する誓約書 17-1 基本仕様書 18 委託契約書(案)、広島市委託契約約款、個人情報取扱特記事項 | 広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp) トップページの「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報 トップページ」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和6年度 方式・案件名」へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。 |

(2) このプロポーザルに関し、守秘義務に関する誓約書(様式第16号)を本市に提出し、当該様式に記載された事項を遵守する応募者に限り、次の資料(基本仕様書の別添資料一式)を提供する。

| プロポーザル応募関係資料等 | 提供方法 |
|---|---------------------------|
| 17-2 別添_固定資産台帳整備に係るシステム導入計画 17-3 別紙1_機能要件一覧、別紙2_帳票要件一覧 17-4 参考資料(照会用エクセル様式、業務概要資料、異動事由一覧) | 左記資料のPDFデータを電子メールにより提供する。 |

15 応募先及び問い合わせ先

前記1(5)に同じ。